

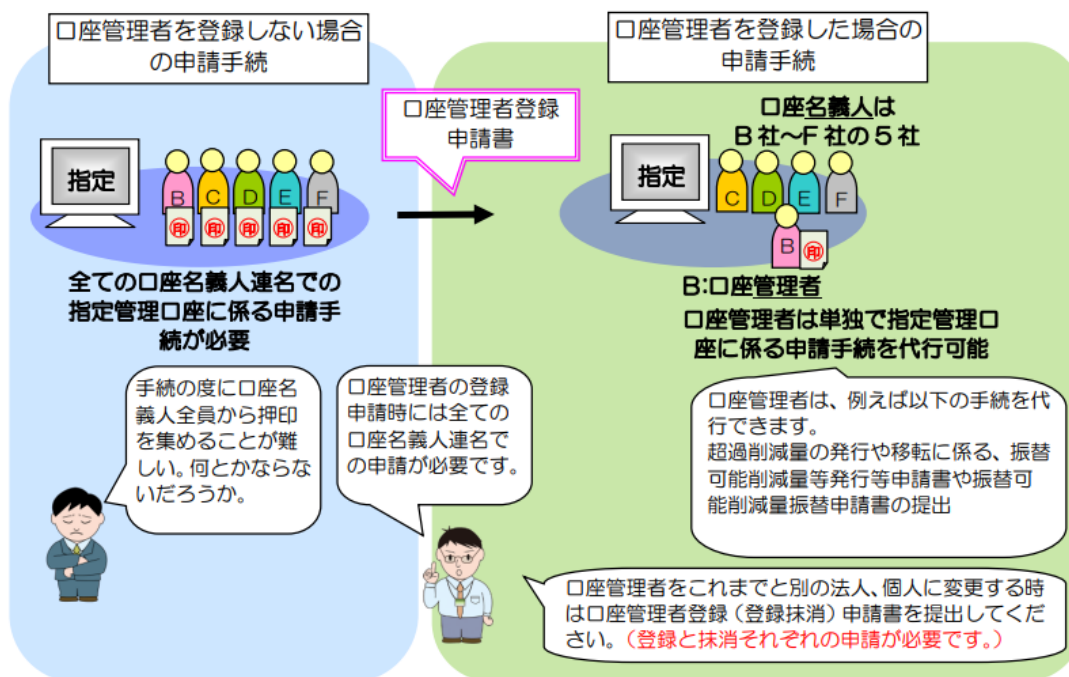
【コラム】今月の豆知識💡

～今月の豆知識💡～ #14 口座管理者の登録（指定管理口座）

複数の区分所有者がいる場合など指定管理口座の口座名義人が複数いる指定地球温暖化対策事業所では、指定管理口座の開設後、各種申請手続きを円滑に進めるために、口座管理者の登録をおすすめいたします。

口座管理者を登録するメリットとしては、指定管理口座に係る申請（例えば、超過削減量の発行・移転に係る、振替可能削減量等発行等申請書・振替可能削減量振替申請書の提出等）を行う際、複数の口座名義人が連名で申請する代わりに、口座管理者が代表して手続きを行うことができるようになります。（以下イメージ図の通り）

また、排出量取引に係る申請書類のオンライン提出機能は今年の10月頃に開始予定ですが、指定管理口座の口座名義人が複数いる事業所は、口座管理者登録及びオンライン提出利用希望届出書を届出いただいたのち、口座管理者のみがオンライン提出を利用できますので、その点は御留意ください。



口座管理者を登録するためには、対象事業所の全ての口座名義人連名での申請が必要です。以下の登録要件を御確認ください。

	指定管理口座
口座管理者の登録要件	国内に事務所、営業所等を有する法人又は国内に住所を有する個人 (口座名義人を登録することも、口座名義人以外の者を登録することも可能)
申請できる者	指定管理口座の口座名義人（口座名義人全員の記名押印が必要。なお、申請に当たって代理人を用いることはできる。）
口座管理者の登録数	一つの指定管理口座につき一人（1法人）に限る。

（参考）総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/torihikiunyo4ki_202504

（参考）口座管理者登録（登録抹消）申請書

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/kouza_kanrishatoroku/